

# 廃棄材を燃料に利用

知事会見

## 木質バイオマス発電で指針

鈴木英敬知事は二十五日の定例記者会見で、木質バイオマス発電所の燃料に活用する間伐材などの利用指針を発表した。これまで廃棄してきた、建設工事で伐採した木や、ダム・海岸の

腐った木は使えず、家屋解体材や合板など化学物質が湿った木材も対象外。

マスは搬出、切り出し、チップ化などで最も雇用を生む。林業活性化にも資する」と説明した。

流木、街路樹・果樹を剪定した枝などを有効活用する。【2面に関連記事】

バイオマスは「再生可能な生物由来の有機性資源」の意味。県内で木質バイオマス発電所は、三重エネウッド（松阪市）が平成二十六年十一月から運転している。二十八年六月からはグリーンエナジー津（津市）と中部プラントサービス（多気町）が稼働する。燃料の需要が高まるため、利用指針を策定した。宮崎、山梨両県に次いで三例目となる。

土や石が付いた根や株、